

企業の熱中症対策セミナー

参加
無料

～専門家が語る！

今すぐ行わなければならない対策と法的責任～

改正労働安全衛生規則が2025年6月に施行され、**熱中症対策が企業の義務**となっています。また、2026年4月施行の改正労働安全衛生法では、高年齢者の労災防止が努力義務となり、厚生労働省の指針では、高年齢者の熱中症対策が必要な事項の1つとして示されています。これらの背景を踏まえ、当セミナーでは、熱中症対策について「**企業が講ずべきポイント**」と「**熱中症対策の実務**」「**企業の法的責任**」の面から、専門家がわかりやすく解説します。

後援：  **沖縄県**  **沖縄県中小企業団体中央会**

開催
日時

2026年

6月25日（木） 14:00～15:30

第1部 改正労働安全衛生規則のポイント

1. 改正に至った背景
2. 改正のポイント
3. 「報告体制の整備」「対応フローの策定」の具体策

MS&AD
経営サポートセンター
アドバイザー 松本徹也氏

第2部 職場で実行できる熱中症対策と初動対応

1. 職場の熱中症はなぜ重症化するのか
2. WBGTと暑熱順化をどう現場運用に落とすか
3. 熱中症を疑ったときの初動対応
4. 119番につなぐ判断基準と高年齢労働者への配慮

杏林大学
保健学部救急救命学科
准教授 大田原正幸氏

第3部 ～実際に起きた事例から考える～ 企業に求められる対応と責任

1. 企業に求められる安全配慮義務とは
2. 労災リスクと安全配慮義務違反の関係
3. 企業が負うべき金銭的な負担とは？ 高額賠償裁判例など

杜若経営法律事務所
弁護士 岸田鑑彦氏

対象者

管理者・責任者・
人事担当者

視聴方法

ZOOMによる
オンライン配信



講師紹介

MS&AD
経営サポートセンター
アドバイザー 松本徹也氏



プロフィール
・社会保険労務士
・中小企業診断士
・事業組合、団体向けセミナーや
企業向け個別アドバイスを多数実施

杏林大学
保健学部救急救命学科
准教授 大田原正幸氏



プロフィール
・岡山大学医学部卒業
・救急科専門医・指導医
・集中治療専門医・産業医
・災害医療含む救急のエキスパート

経営法律事務所
弁護士 岸田鑑彦氏

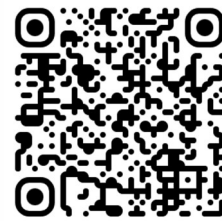


プロフィール
・慶應義塾大学法学部卒業
・平成21年弁護士登録
・使用者側労働事件専門
・研修、セミナー講師を多数務める

参加申込方法

申込締切：セミナー開始前まで

事前申込制となります。参加のお申し込みは、
下記URLまたは二次元コードからサイトにアクセスいただき、お申し込みください。
https://zoom.us/webinar/register/WN_Flwt47zvTtuAEm5KiXPycw



*「申込コード」欄は「**RRP02**」とご入力ください

- ・必要事項に入力していただきましたら【登録】を押してください。
*視聴端末1台につき1つのメールアドレスが必要となり、複数の端末での視聴は出来ません。
- ・申込後、ご記入いただいたメールアドレスに「@zoom.us」より、登録確認メールが配信されます。
こちらのドメインからのメールを受け取れるよう変更をお願いします。
登録完了ご案内のメールが届きましたら登録完了となります。
*メールアドレスの間違が増えています。登録後、しばらくしてご案内メールが届かない場合は、メールアドレスが間違っている可能性がございます。その際は、再度ご登録をお願いいたします。
- ・セミナー開始時刻の20分前よりログイン可能です。
- ・資料の事前送付はございません。
- ・セミナー当日は、登録メールに届いた参加用URLもしくは“ここをクリックして参加”よりログインください。
(システムの関係上、ID入力からはご参加はいただけません)

<お客様情報のお取り扱いについて>

ご記入いただきました内容は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（関連会社・提携会社・代理店・扱者含む）からの各種商品・サービスのご案内、及び各種情報提供・運営管理に活用させていただきますのでご了承ください。

会社名	部支店	担当者	TEL
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	沖縄支店	地域戦略室 荻原（おぎわら）	050-3461-9244